

# 価格高騰緊急支援給付金 (5万円/1世帯)のご案内

- ●価格高騰緊急支援給付金(1世帯あたり5万円)は、住民税均等割非課税世帯や 令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- ●臨時特別給付金(10万円)を既に受給した方も、要件に該当すれば支給対象です。

# 給付金の支給額

### 1世帯あたり5万円

# 給付金の支給時期

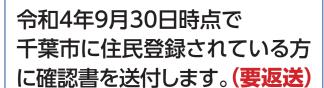
受理した日から1か月程度が目安です。

## 支給対象となる世帯と手続き

**支給対象となる世帯**(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度 「住民税均等割が非課税」 の世帯

予期せず令和4年1月~12月の 収入が減少し「住民税非課税相当」 の収入となった世帯



#### 確認書の返送期限: 令和5年1月31日(火)※消印有効

※R4.1.2以降に千葉市に転入された方等は申請が必要となり ますので下記コールセンターまでお問い合わせください。

詳しくは裏面

### 申請が必要です



令和4年11月1日(火)~ 令和5年1月31日(火)

申請時点で住民登録のある市区町村に 申請してください。

※申請書の入手方法については、下記コールセンターまで お問い合わせください。

詳しくは裏面

#### お問い合わせ

千葉市価格高騰緊急支援給付金コールセンター

0120-776-090 (プリー)

受付時間 平日8:30~17:30 (年末年始(12/29~1/3)を除く)

耳や言葉が不自由な方は、電子メールやFAXで お問い合わせいただけます。

E-mail: kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp FAX: 043-245-5541



【千葉市HP】



マイナンバーカードの申請はお済みですか?

# 給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

### 世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から千葉市にお住まいの場合

- ●対象となる世帯には、千葉市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- ●お送りした確認書の内容をご確認いただき、同封の返信用封筒によりご返送ください。
- ※一部添付書類が必要な場合があります

### 世帯の中に、令和4年1月2日以降に千葉市に転入した方がいる場合

●給付金を受け取るには、申請が必要です。

申請期限: 令和5年1月31日(火)※消印有効

●申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに市から お渡しする返信用封筒によりご提出ください。



Ⅱ 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額については、HPをご確認いただくか、おもて面のコールセンターにお問い合わせください。)

- ●給付金を受け取るには、申請が必要です。
- ●申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに市から お渡しする返信用封筒によりご提出ください。



収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少(定年退職等)により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

申請書は、おもて面のコールセンターにご連絡いただければご自宅に郵送いたします。 また、以下に設置する相談窓口でも配布いたします。

※市ホームページからもダウンロードいただけますが、その場合、郵送代はご自身でご負担をお願いします。

相談窓口

・中央保健福祉センター(きぼーる)13F・花見川保健福祉センター3F・稲毛保健福祉センター1F・若葉区役所1F・緑保健福祉センター2F・美浜保健福祉センター4F



給付は1世帯1回限りです。 上記 I・Ⅱ の重複受給はできません。

### 価格高騰緊急支援給付金の

## 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

